特定非営利活動法人サウス宇都宮スポーツクラブ

定　　款

特定非営利活動法人サウス宇都宮スポーツクラブ定款

第１章　　総則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人サウス宇都宮スポーツクラブという。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を栃木県宇都宮市五代２丁目２３番３１号に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　　本クラブは、『スポーツを通じ地域社会に奉仕する』を趣旨とし地域総合スポーツクラブを目指し、地域住民をはじめとする全ての人々に対しスポーツ振興・交流などの事業を行い人々に健康で活力あるまちづくりを行うと共に、各種スポーツ教室を行い、指導者の養成・アスリートの育成に取組み、園児から高齢者のスポーツ活動を促進し青少年の健全な育成、並びに他のスポーツクラブ及び他クラブとの交流を行い、地域社会の活性化に寄与し全ての人々が健康で活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動。

（２）まちづくりの推進を図る活動。

（３）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。

（４）子どもの健全育成を図る活動

（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

※尚、活動するに際しては、全ての事業が第５条に記載されている内容で複合されている。

（事　業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　キッズからシニア年代（男女）のスポーツ大会の事業。

②　スポーツ施設の管理・運営事業。

③　スポーツ指導者・アスリートの育成事業。

④　高齢者及びキッズ・ジュニア・青少年育成スポーツ施設の運営を行う事業。

第３章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進（以下「法」という）における社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会しその活動を推進する個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体

（３）ボランティア会員　この法人の目的に賛同してボランティア活動として参加する個人及び団体で正会員の資格をもたないもの。
（サポーターの方々を含む。）

（入　会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

（１）会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

（２）理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の何れかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（退　会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第１１条　会員が次の各号の何れかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。
この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）理　事　　１０名以内とする。

（２）監　事　　２名以内とする。

２　理事のうち、１人を理事長、２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長はあらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでに任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残在期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第１８条　役員が次の各号の何れかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合は、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

（報酬等）

第１９条　　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

（職　員）

第２０条　　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総　会

（種　別）

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）

第２３条　総会は、以下の事項について決議する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び収支予算並びその変更

（５）事業報告及び収支決算
（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（７）入会金及び会費の額
（８）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５０条に於いても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）事務局の組織及び運営
（１０）その他運営に関する重要事項

（開　催）
第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があつたとき。

（招　集）
第２５条　総会は、第２４条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第２４条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったとき、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上が出席しなければ開催することができない。

（議　決）
第２８条　総会における決議事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第２９条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
２　やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任する

ことができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を掲載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び決議の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　理　事　会

（構　成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の決議した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第３３条第２号及び３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決　議）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理由は、（前条及び次条の規定）の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果。

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された財産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４） 財産から生じる収入
（５） 事業に伴う収入
（６） その他の収入

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４６条　予算議決後にやむを得な事由が生じたときは、総会の議決を経て、既存予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４７条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による決議を経て、かつ、軽微な事項として第２５条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（１）　主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴わないもの）

（２）　資産に関する事項

（３）　公告の方法

（解　散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の議決

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産手続開始の決定

（６）　所轄庁による設立認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、解散総会で決定した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合　併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、当法人のインターネットのホームページ及び官報に掲載して行う。

第１０章　雑　則

（細　則）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（付　則）

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	植松　文夫(代表)
副理事長	金井　理
理事	佐藤　仁
理事	稲葉　敞一
理事	中里　正一
監事	池田　澄也

３　この法人の設立当初の役員任期は、平成２５年６月３０日までとする。

４　この法人の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成２４年３月３１日までとする。

６　この法人の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）　正会員

団体会員	入会金	１０,０００　円	年会費	１２,０００　円
個人会員	入会金	１,０００　円	年会費	５,０００　円

（２）　賛助会員

団体会員	入会金	随　意	年会費	随　意
個人会員	入会金	随　意	年会費	随　意